

三豊市監査委員告示第 5 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 199 条第 7 項の規定に基づき財政援助
団体等に対する監査を執行したので、その結果に関する報告、意見等を同条第 9
項及び第 10 項の規定により、次のとおり公表する。

令和 6 年 6 月 24 日

三豊市監査委員 片桐 正文

三豊市監査委員 高木 修

令和 6 年 度

財政援助団体等監査結果報告書

三豊市監査委員

三 監 第 43 号
令和6年6月12日

三 豊 市 長 山下 昭史 様
三豊市議会議長 丸戸 研二 様

三豊市監査委員 片桐 正文

三豊市監査委員 高木 修

令和6年度財政援助団体等に対する監査結果について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定に基づき財政援助団体等に対する監査を執行したので、その結果に関する報告及び意見を同条第9項及び第10項の規定により、次のとおり提出する。

第1 基準に準拠している旨

監査委員は、三豊市監査基準（令和2年三豊市監査委員告示第4号）に準拠して監査を行った。

第2 監査の種類

財政援助団体等監査（地方自治法第199条第7項の規定による監査）

第3 監査の対象

- （1）令和4年度 自治会集会所建設事業費補助金 12件 7,709,000円
（所管課 総務部総務課）
- （2）令和4年度 自治会集会所用地維持管理補助金 4件 1,456,000円
（所管課 総務部総務課）
- （3）令和4年度 三豊市立松崎保育所指定管理料 173,225,208円
（所管課 健康福祉部保育幼稚園課
団体 株式会社 小学館集英社プロダクション）

第4 監査の着眼点

財政援助団体等へ支出された公金の出納その他の事務について、適正かつ効率的に執行されているか、条例・規則・要綱等に基づいた適切な事務処理ができていないかを主眼として実施した。

第5 監査の主な実施内容

当該監査対象の所管課に事前提出を求めた関係書類に基づき検査・照合を行うほか、監査当日は所管課職員から説明を聴取し実施した。また、指定管理の施設に赴き管理状況を確認した。

第6 監査の実施場所及び日程

- （1）実施場所 監査委員事務局・三豊市立松崎保育所
- （2）日 程 令和6年5月10日から令和6年5月27日まで

第7 監査の結果

監査の結果、補助金等財政援助に係る所管課及び監査対象団体の出納その他の事務については、目的に従いおおむね適正に執行されていたが、一部について改善の必要性を認める。今後、事務の執行にあたっては、改善すべき事項に十分留意すること。

また、監査執行過程において気づいた軽易な事項については、その都度指摘を行った。

監査の結果については、「改善事項」に加え、改善の方向性について監査委員の「意見」としてまとめており、改善事項について措置を講じたときは、地方自治法第199条第14項の規定に基づき、遅滞なく通知されたい。

【改善事項】

(1) 自治会集会所建設事業費補助金・自治会集会所用地維持管理補助金 (総務課)

規則・要綱の遵守について

交付申請書・変更申請書・実績報告書の提出書類及び添付書類は規則・要綱にそれぞれ定められているが、記載誤りや添付書類の漏れ等の不備が多数見受けられた。書類の審査を確実にを行い、不備があれば速やかに補正を求める等されたい。

また、実績報告書においては規則に定められた20日以内という提出期限を超えて受領しているものがあった。適切な時期に提出するよう指導すること。

上記については前回（平成30年度執行）の監査においても同様の意見を提出している。今後は事務執行体制を整え、規則・要綱を遵守した事務執行を行うこと。

(2) 三豊市立松崎保育所指定管理料（保育幼稚園課）

令和4年度に締結された基本協定書について

株式会社小学館集英社プロダクションから分社した株式会社小学館アカデミーと令和5年4月1日からの指定管理について基本協定を締結しているが、その基本協定書の第8条において、引用している条例がすでに廃止されているものであったので、基本協定書の改正を行うこと。

【意見】

(1) 自治会集会所建設事業費補助金・自治会集会所用地維持管理補助金 (総務課)

ア 補助対象外経費と土地所有者・土地に権利を有する者の確認について

各要綱において、「補助対象外となる経費」や「土地所有者・土地に権利を有する者によって必要となる添付書類」が定められているが、それぞれの確認方法、確認の有無が不明であった。市保有情報や申請者からの聞き取りにより確認しているとのことであったが、市として統一的な判断ができていないのではないかと不安が拭えない。要件確認用のチェックリストの作成や確認した旨を資料として残す等の対応をされたい。

イ 事業を行う土地の地目について

集会所用地の地目が宅地ではなく、田や畑といった農地になっているものがいくつか見受けられた。要綱に登録地目について規定はないが、補助金交付に際して疑問が残らないような運用をお願いする。

ウ 行政文書の適切な管理について

文書管理において以下の不備が見受けられた。

受付日が先の文書より後の文書に若い文書番号が附番されている。三豊市行政手続条例第 7 条に則り、受け付けた順に遅滞なく処理をされたい。

文書受付日が申請日より早いものがある。収受時の記載ミスであると思われるが、確認を徹底されたい。

交付決定通知書等が施行日より前に発送されている。施行文書の発送の際は十分注意すること。

実績報告後に提出を受けた領収書の写しについて、文書の収受ができていなかった。

提出書類(紙文書)を電子化文書にして管理しているが、一部が電子化されていなかった。今回は紙文書が残っていたため電子化できていなかったページを確認できたが、三豊市行政文書管理規定により電子化文書とした後の紙文書を廃棄した場合には、文書の一部が失われてしまうことになる。紙文書の電子化の際には細心の注意を払われたい。

(2) 三豊市立松崎保育所指定管理料（保育幼稚園課）

条例を遵守した適正な事務処理について

三豊市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第 7 条第 2 項に、「指定管理者の指定をしたときは、その旨を告示しなければならない」と定められているが、平成 30 年 4 月 1 日に基本協定を締結しているが、告示がなされていたのは令和元年 9 月 17 日であった。条例等を遵守し、適正な事務処理を行うこと。